

青森県報

第三千四百二十五号

平成二十三年
八月十二日
(金曜日)

目次

告 示

生活保護法による介護機関の指定……………(健康福祉課) ……一

右 同……………(同) ……一

右 同……………(同) ……二

生活保護法による施術者の指定……………(同) ……三

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による特定医師に診察を行わせることができる精神科病院の認定……………(障害福祉課) ……三

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による心身入院指定病院の指定……………(同) ……三

家畜伝染病の発生……………(畜産課) ……四

公 告

大規模小売店舗の変更の届出……………(経営支援課) ……四

県営土地改良事業計画変更の決定……………(農村整備課) ……五

換地計画の決定……………(同) ……五

県有地の売却に係る一般競争入札……………(監理課) ……五

出先機関

土地改良事業の工事の完了……………(西北地域) ……六

公安委員会

解析図化システム機器の賃貸借契約に係る一般競争入札……………(会計課) ……七

告 示

青森県告示第六百七十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年八月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	施設の種類	指定年月日
つめむら	弘前市大字石渡一丁目 一の六	介護老人保健施設	平成三〇・六一

青森県告示第六百七十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年八月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

居 宅 介 護 事 業 者	居 宅 介 護 事 業 所	指 定 年 月 日
名 称 主たる事務所の所在地	名 称 所 在 地	
真鍋宏 八戸市大字尻内 の町一丁目五	はちのへ西 脳神経クリ ニツク	平成 三〇・七一
一部事務組 合下北医療 センター むつ市小川町一 丁目二の八	訪問リハ ビリオン シヨリ 国民健康保 険大間病院	三〇・四・一
居宅介護 事業の種類	下北郡大間町大 字大間字大間平 二〇の七八	

株式会社祐里	株式会社東北産業	の社株式会社	"	医療法人芳真会	株式会社スルアドバン	"	"	"	"	株式会社MS	一部事務組合下北医療センター	真鍋宏
上北郡野辺地町 字大月平三三四の二	三戸郡五戸町大字蔵平一八六五	弘前市大字神田五丁目四の二	"	弘前市大字石渡一丁目一の六	八戸市大字白銀の町二二	"	"	"	"	平川市碓ヶ関湯一〇向川添五の一	むつ市小川町一丁目二の八	八戸市大字尻内一丁目鴨ヶ池一五
"	"	介護予防訪問介護	介護予防短期療養所	介護予防通所リハビリテーション	"	"	"	"	"	介護予防居宅療養管理指導	介護予防訪問リハビリテーション	介護予防通所リハビリテーション
訪問介護センター	訪問介護事業所よこはま	ヘルシオンス	"	うめむら	城下調剤薬局	碓ヶ関調剤薬局	ノア調剤薬局	メイプル調剤薬局	なないろ調剤薬局	青山調剤薬局	国民健康保険大間病院	はちのへ西脳神経クリニック
上北郡野辺地町 字大月平三三四の四	上北郡横浜町字イタヤノ木四三八の八	弘前市大字神田五丁目四の二	"	弘前市大字石渡一丁目一の六	八戸市城下四丁目一〇の三五	平川市碓ヶ関湯一〇向川添五の一	五所川原市金木町沢部四六八の一金木タウン内	黒石市寿町二〇	弘前市大字駅前一三の一扶岳ビル一〇一	弘前市大字青山一丁目一〇の二	下北郡大間町大字大間平二〇の七八	八戸市大字尻内一丁目鴨ヶ池一五
"	三三七一	三三七一	"	"	"	"	"	"	"	三三六一	三三六一	平成三三七一

青森県告示第六百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年八月十二日

青森県知事 三村 申 吾

氏名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年 月 日
岩間 賢志	弘前市大字大町一丁目三の三	いわま鍼灸整骨院	弘前市大字大町一丁目三の三	平成三三・七・二〇

青森県告示第六百八十二号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第十二条の四第四項及び第三十三条第四項の規定により、特定医師に診察を行わせることのできる精神科病院を次のとおり認定した。

平成二十三年八月十二日

青森県知事 三村 申 吾

名称	所 在 地	認定年月日	認定期限
芙蓉会病院	青森市大字雲谷字山吹九三の一	平成三三・八・三	平成三六・八・二

青森県告示第六百八十三号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第十三条の四第一項の規定により、応急入院指定病院を次のとおり指定した。

平成二十三年八月十二日

青森県知事 三村 申 吾

名称	芙蓉会病院	所在地	青森市大字雲谷字山吹九三の一	指定年月日	平成三・八・三	指定期限	平成六・八・二
----	-------	-----	----------------	-------	---------	------	---------

青森県告示第六百八十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年八月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜の別	頭数	発生の場所又は区域	発生日
ヨ一ネ病	牛	患畜	二	上北郡東北町	平成三・七・三

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年八月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
弘前アルカディアショッピングセンター
弘前市大字扇町三丁目一の一、一の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	ダイワロイアル株式会社 東京都台東区上野七丁目一四の四 代表取締役 越智壯	変 更 後	ダイワロイアル株式会社 東京都千代田区飯田橋三丁目一三の一 代表取締役 原田健	変更年月日	平成三・五・六（住所） 三・四・一（代表者の氏名）
-------	---	-------	---	-------	------------------------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社伊徳

秋田県大館市清水四丁目四の一五

代表取締役 伊藤碩彦 外

四 届出年月日

平成二十三年七月二十五日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成二十三年八月十二日から同年十二月十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十三年十二月十二日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、階上地区の県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業（農業用排水施設整備）（農道整備））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年八月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十三年八月十五日から同年九月九日まで

三 縦覧の場所

階上町役場

換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、豊間内地区の県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年八月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十三年八月十五日から同年九月九日まで

三 縦覧の場所

五戸町役場

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十三年八月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目	地 積
青森市浪館前田二丁目二七の一六	宅地	八・七八平方メートル
青森市浪館前田二丁目二七の四七	宅地	六・三一平方メートル
青森市浪館前田二丁目二七の一〇五	宅地	二〇・五〇平方メートル
青森市浪館前田二丁目二七の一〇七	宅地	七・二六平方メートル
合計		四一・八五平方メートル

二 予定価格 金 九十万九千円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目一の

青森県土整備部監理課 電話 〇一七（七三四）九六三八

五 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市新町二丁目四の三〇

青森県庁北棟八階B会議室

2 日時

平成二十三年八月二十六日(金) 午前十時

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額(入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 土地の行政的条件 都市計画区域内 第一種低層住居専用地域

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十三年八月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地の売却

所在地	地目	地積
青森市浪館前田二丁目二七の一〇六	宅地	二六・八八平方メートル

二 予定価格 金 五十七万円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

青森県土整備部監理課 電話 〇一七(七三四)九六三八

五 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市新町二丁目四の三〇

青森県庁北棟八階B会議室

2 日時

平成二十三年八月二十六日(金) 午前十一時

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額(入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 土地の行政的条件 都市計画区域内 第一種低層住居専用地域

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十三年八月十二日

西北地域県民局長 石 岡 博 文

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了日
二十二年災農業用施設災害復旧事業 二九一〇一	五所川原市	平成三・七・三

公 安 委 員 会

解析図化システム機器の賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十三年八月十二日

青森県警察本部長 寺 島 喜代次

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における設定導入費及び設置・撤去費を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

解析図化システム機器 一式

二 賃貸借期間

平成二十三年十月一日から平成二十八年九月三十日まで（ただし、この契約に係る予算の削減又は削除があつた場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。）

三 納入期限及び設置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
- 2 平成二十年六月三十日青森県告示第五百十号（物品等の競争入札参加資格）、平成二十一年三月二十七日青森県告示第百九十九号（物品等の競争入札参加資格）、平成二十二年一月二十六日青森県告示第百号（物品等の競争入札参加資格）、平成二十三年一月三十一日青森県告示第八十八号（物品等の競争入札参加資格）

又は平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、OA機器の賃貸借契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市新町二丁目三の一
青森県警察本部 会計課用度係
電話 〇一七 七三三 四二一一

2 入札書の提出期限
平成二十三年九月二十二日 正午

3 開札の場所及び日時
青森市新町二丁目三の一
青森県警察本部 三階第二会議室

平成二十三年九月二十二日 午後一時

六 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百三十二条第一項第二号の規定により免除とする。

七 契約保証金に関する事項

賃貸借期間中初年度の契約金額（翌年度以降は各年度ごとの契約金額）の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部の納付を免除することとし、翌年度以降の各年度についても同様とする。

1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じとする契約を二回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

八 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

九 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札の無効
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 入札書の記載方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もつた契約期間の総額のうち六か月分に相当する金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載することとする。

4 契約金額

落札価格をもって平成二十三年年度の契約金額とする。ただし、平成二十四年度から平成二十七年年度の契約金額は落札価格に十二を乗じた額を六で除して得た額とし、平成二十八年度の契約金額は落札価格に十二を乗じた額を十二で除して得た額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

- (1) Analytical plot system device 1set
- (2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:
12:00 p.m. September 22, 2011

3 Contact point for the notice:
Supply Section
Finance Division,

Aomori Prefectural Police HQ
2-3-1 Shinmachi
Aomori City, Aomori 030-0801
Japan
TEL 017-723-4211

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭